

第九〇号昭和廿九年二月十五日発行
毎月十五日一回発行 一部 十円
昭和廿二年十月十八日 第三種郵便物認可

拓水

2

目 次

「生わかめ」のポリ袋出荷.....	吉中 技師	1
海上衝突予防と漁業.....	菅原 技師	3
明石ニュース.....		4
「新生活と貯蓄の全国婦人のつどい」に参加して.....	北井 りよ	5
漁 港 (17)	佐竹 係長	6
今年のイカナゴ漁況 (第1報)	浜田 技師	16

兵庫県漁業協同組合連合会
財団法人 兵庫県水産業改良普及協会

養殖わかめの流通対策

市場初めての試み

“生わかめ”のポリ袋出荷

京都・姫路の市場で好評

前途は明かるい

新春の潮流が、明石の瀬戸をざわめきながらとおりすぎる。

海面に点々と、養殖わかめの浮標が漂い、つめたい潮の干満に洗われながら、黒い光沢を持った養殖“新わかめ”が次第に成育する。そして一月の中旬ともなれば、葉の長さは30cmをこえ、立派に出荷できる態勢がととのうわけである。

海苔とならんで、文字どおり“海で作物を”といった養殖わかめには、およそ十三の、漁村の研究団体が、県立水産試験場の指導を受けていそしんでおり、その親繩の長さは、実に5万mにも及ぼうとしている。ことに、明石海峡を中心にして、東は塩屋、垂水の海岸から、西は明石、林崎、東二見に至る一帯で、4月までに、生で一八〇トンの水揚げが見込まれるようになったのである。

このように、急速に技術普及が伸びたことよって、いきおい生産量の増加が目立つようになり、これはとりもなおさず、販売の問題として“流通をどうするか”といった声があがってきた。県としても、これが対策を考えることになったわけである。そこで、急ぎよ、市場調査を行い、検討を加え、そして初出荷を終えた現在、その状態を次に紹介することとしたい。

県水産課 吉中技師

「予想より、養殖繩の長さが、長
ものがかがわれるようである。
くなりすぎた」という声が聞かれる
寒風をついて、たえず手入れをつ
ほど、本年のわかめの生産に対する
づけて行くということは、かなりの
漁業者の意欲には、なみなみならぬ
努力がいる。

しかし、何しろ量的には、新しい生産地ということになるのである。

“垂水わかめ”で名前を売ってきた垂水は良いとしても、“明石わかめ”は、新しい呼び名であり、取引先もこれから開拓して行かねばならないが、それよりも、いっそ“垂水わかめ”に全部してしまつて、品質と価格の良さを誇りとして地位を築いてきたのを、うまく利用したらどうか。という意見もあるかもしれない。

ところが、垂水わかめを出荷している人達からいわしめるならば、“一朝にしてならない”名前を使われ、同じ名前で量が増えると、共倒れになりかねないという意見も出てくるのが考えられるのである。

そこで、“養殖新わかめをどう販売するか”生で出荷するか、干わかめで出荷するか、流通対策を進めるために調査した結果によると、悲観的な材料ばかり多く集つてきた。

① 昨年、一昨年と、生わかめの出荷は、価格が安い。kg当り60円〜40円で売れば良い方である。

(姫路、大阪、名古屋)

② 一月下旬から出荷される生わかめは、あまり例がないし、どう売れるか見当がつかない。

(姫路、大阪、名古屋、岡山、京都)

③ もともと、干わかめとして出荷が多くなるのは、三月から四月、五月にかけてであり、その頃には数量が多くても値はしまつてくるということである。

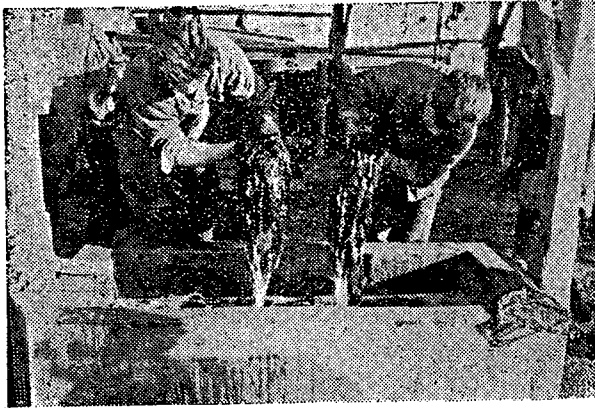
三月以降、竹の子が出る頃に、これとの煮合せもあり、わかめは季節のものとしてよく売れるが、二月はむしろ安いのであつて、ことに生わかめに至つては、一月末からの販売には見当がつかないといった状態なのである。

× × ×

このような悲観的な材料の中か



養殖ワカメの採藻状況於藤江地先(葉長7~80cmに生育)



採藻後の水洗状況

ら、それでも、まだ残された部分があるように思われた。

それは次のような点である。

① 生わかめは、かつて出荷された事例が少ないこと。

従って、市況がどうであるか、全くの未知数である。

② 竹の子がなくても、シラスがこの時期に、酢物のタネとしてあるということ。(市場の話)

③ 今までの生わかめの出荷方法が、トロ箱に、5〜7Kg入りの、ごく大きっぱなやり方で、評判が出ないと思われること。

④ 養殖わかめの品質が、食べるほどよいやわらかさと香味を持つ

っていると見られること。の点であった。

これらの諸点を総合して考えてみると、次のような対策が出されるのである。

I 初物は、それなりにアツピールする要素を持っているので、天然物よりも一足先きに出る、"新わかめ"として、その効果を狙ってみたらどうか。

II トロ箱に入れて出荷するやり方は、表面が乾いたり、埃がついたりして、消費意欲をそくのではないか。

これを"売り易い、買い易い"形にすると共に、乾燥を防ぐ、ポリ袋詰にしてみたら—。

III できるだけ新聞、ラジオ、テレビで紹介して貰うとともに、レッテルも目に立つものをつくり、また"しおり"を配布して行くのではないか。

といったことが考えられた。しかし、果してこれが受け入れられるかどうか、危惧されたが、とにかく、試験出荷をやることにきまつたのである。

生わかめに重点を置いたのは、養殖わかめの葉が薄いので、干わかめにする歩留りが悪くなると見込ま

れた為である。

X X X

まず播州地帯の中心をなしている姫路の中央卸売市場が選ばれた。

出荷者は、林崎漁業協同組合である。小川組合長は、熱心にこれが実施に当たられたのである。

一方、県広報課からは、新聞、テレビ、ラジオに手が打たれ、とくに播磨地方に重点がおかれた。

また、関西テレビ、読売テレビ、県政映画班も、林崎に足をのびし、"養殖わかめの初出荷、漁村研究団体の行方、生わかめのポリ袋詰"として紹介の労をとって頂いたのである。

1月29日、天気は良かった。午後2時頃から、わかめ摘取りの漁船が林崎の港を出て行った。

採取されたわかめは、よく洗われ

ポリエチレン袋に入れられる。袋の

上に、青い地に白抜きで"明石特撰生わかめ"と大きく印刷されたレッ

テルがつけられ、この日の深夜、小型四輪車に積み、姫路市場に出荷したが、その成績は、次のとおりである。

200g入り一袋31円

(Kg当り一五五円)

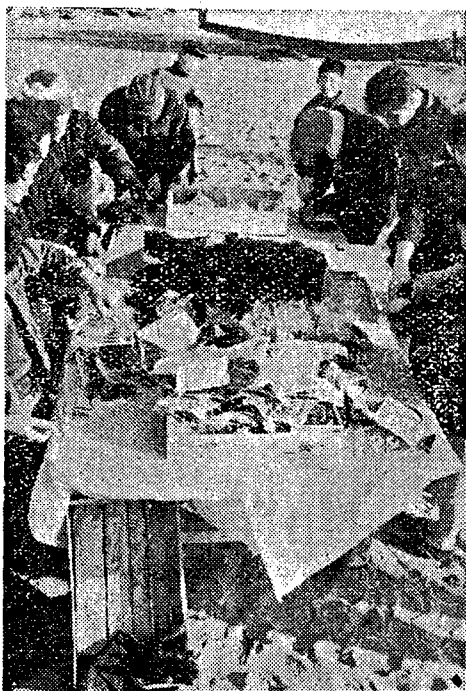
500g入り一袋70円

(Kg当り一四〇円)

これは予想外の高値といえた。まあ一〇〇円位と思っていたのである、そして好評であった。

しかし、初めてなので、これは祝儀値といえる。

そこで、200g入りに全部統一し、500gは止めて、続いて出荷



水洗後の包装状況



包装後の製品（袋詰）

してみた。

2月3日 二八八袋 22円（Kg当り一一〇円）
 2月4日 七〇袋 21円（〃 一〇五円）
 2月5日 一一〇袋 21円（〃 一〇五円）
 つづいて京都市場へ、試験出荷を試みた。

2月6日 一五〇袋 35円（Kg当り一七五円）
 2月7日 二〇〇袋 35円（〃 一七五円）
 2月8日 四六〇円 33円（〃 一六五円）
 このように、京都市場は、予想外

の高値を記録したのである。

全部で、一四三三袋（三〇三疋）しか出していないので、これをもつてすぐ成績を云々するわけにはいかないが、とにかく、出荷の一つの方法に見通しがついてきたのはたしかである。

これから、大阪なり、あるいは岡

海上衝突予防と漁業

菅 原 英 一

日本海側のように漁場が広く、航行する船舶も非常に少ない海上では操業中の漁船が航行中の船舶と衝突するとか、操業中に漁具を船で乗り切られる等の事故は殆んど皆無と云ってもよい位であるが、内海側のように海も狭く航行船舶が非常に多い海では毎年何回となく前述のような事故が繰り返され、その損害は事故にあった漁業者のみでなく、相手方も勿論であるが事後処理のため漁業組合長等も他の仕事を後回しにしてもその交渉にあたらなければならぬことになり大きな損失である事は明らかである。幸いに交渉がうまくすめばよいが時によれば、陸上での

山なり出してみなければならぬが、しかし、市況が良いからといってワッと押しかけるといったことのないように、どこかでコントロールをしなければならぬし、まだまだ残された問題点もある。

これについて、慎重な配慮が各出荷者において行われねばならないと思われる。

引き逃げのように漁具を破られてそのまま逃げられ交渉の相手方すら、わからない場合もあり又逆に相手方から逆ねじを喰う事もあるようである。

これは一体何ういうわけでこのよ様な事になるのか。勿論このよう事故がおこるのは殆んど夜間の事で航行中の船舶が見張りを充分しておれば大部分の事故は防ぐことが出来ると思われるが、漁業者の側にも全く責任がないとは云いきれない場合も多いのではないかと思われる。

何故かと云えば時々各地の漁業組合へ講習会、その他の要務で出かけた際に話を聞いてみると、陸上の道

路交通法に相当する「海上衝突予防法」「特定水域航行令」「港則法」等には殆んど無関心の人が多く、特に「海上衝突予防法」の他はこのよ様な法規があることも知らない人が多いようである。

最近陸上では自動車や単車が非常に増加しているがこれらを運転する人は一応道路交通法規を心得ていなければ運転の免許証がもらえないが、五屯未満の漁船であれば別に資格もいらぬし、又船の構造上「海上衝突予防法」で定められたとおりの設備も出来ないものもある。

漁船以外の船舶になると殆んど五屯以下のものは少く従って少くとも小型船舶操従士の資格を持っている人か、それ以上の資格を持っている人が船長として乗組んでいるはずで、これらの人は前記の「海上衝突予防法」「特定水域航行令」「港則法」等はある程度は知っている。

このような船舶が数多く航行する海域で漁業を行なうのであるから現在は陸上の車を運転するのにいるような資格は五屯以下の漁船の場合はいらないが、たとえ小型とはいえ一隻の船を動かすからには常識として、そう詳しく知る必要もないが自分たちが漁業を営む上に関係のある部分

は知っておく方がよいのではないかと
 と思われる。又場合によっては「海上
 衝突予防法」についての知識が少
 しもなかったがために事故が起きた
 時の損害補償の交渉に際して云えな
 いとか、事故当時の処置のしかたが
 うまくなかったために充分な損害補
 償もしてもらえないような事になり
 余分の損をする事もあるように思わ
 れる。

今後このような事故を出来るだけ
 少くし又余分な損をしないよう来月
 から「海上衝突予防法」について必
 要と思われる部分について少しずつ
 平易に説明を続けていくことにした
 ので、よく読んで身につけられるよ
 う希望します。又今後各地区に駐在
 している普及員とも協議の上、漁業
 組合の青年層を対象に簡単な説明会
 を行う事も考えている。

明石ニュース

環境衛生改善で表彰される

昨年五月明石市漁協婦人部連合会
 の通常総会当日、「きれいな環境づ
 くり」について座談会をもち、漁村
 の「玄関」であり「仕事場」(庭)
 である「浜」をきれいにすることを
 申し合わせ、市農水産課及び衛生課

の指導援助により、毎月一回婦人部
 全員による「浜掃除」が、続けられ
 ている。

その結果、塵の山は消え、きれいな
 「浜」になり、ハエが少なくなった
 と地域の人々も喜び、地域婦人部、
 自治会なども協力して更に、蚊の発
 生源である下水溝、水溜り、墓の花
 立てなど市衛生課の指導のもとに、
 殺虫剤を散布し著しい効果をあげ
 た。夏の期間が主であった浜掃除
 も、年間を通じて行うことにきめ現
 在も尚続けている。

この度、県環境衛生推進連合会及
 び保健所より、年間を通じて環境衛
 生改善に団体として、まとまって努
 力したことにつき表彰された。

※県環境衛生推進連合会

明石支部長 表彰

明石浦漁協婦人部

代表

名田 博子

林 崎漁協婦人部

代表

魚住 サキ

屏風浦漁協婦人部

代表

橘 かずえ

東二見漁協婦人部

代表

西海よしの

西二見漁協婦人部

代表

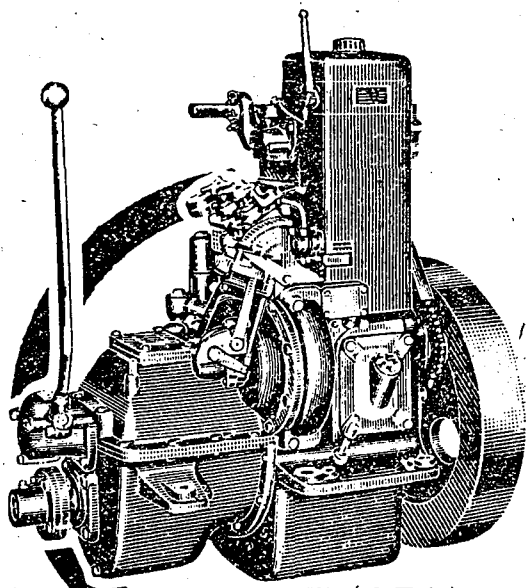
竹田なを子

以上

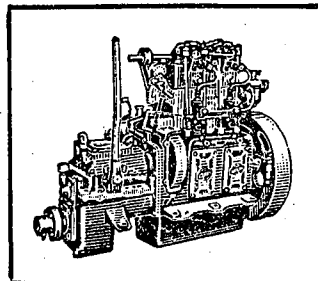
● 早く漁場へ、早く市場へ

ヤンマーディーゼル

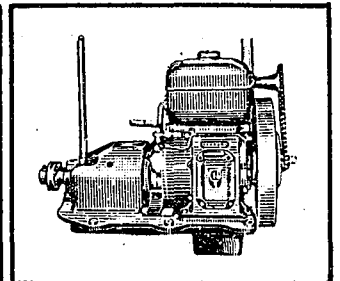
● 船舶主機用 / 3 ~ 800馬力



● E形 (8馬力)
 ● EG形 (10馬力)



● 2ST形 12馬力



● NTS70R形 3馬力



ヤンマーディーゼル株式会社

<本社> 大阪市北区茶屋町62
 <支店> 大阪・東京・福岡・札幌・高松・広島・金沢
 <出張所> 岡山・旭川・大分

「新生活と貯蓄の全国婦人のつどい」

に参加して

兵庫県漁婦連会長 北井りよ

例年の如く新生活と貯蓄の全国婦人のつどいの会が一月三十日、三十一日の二日間東京九段会館に於いて開かれましたが簡単に御報告致します。

本年は第六回目でございます。主催は新生活運動協議会貯蓄増強中央委員会、全国地域婦人団体連絡協議会（山高しげり会長）、主婦連合会（奥むめお会長）、全国農協婦人組織協議会（神野ヒサコ会長）、全国未亡人団体協議会（堀内八重野副会長）、全国漁協婦人部連絡協議会（中村桂子会長）、が協賛で特別参加として日本青年団協議会女子部が加わりました。

開会后、会長さんのあいさつがございましたが、そのあいさつの中にその会の特色があり、何ははれませんでした。私達漁協の会長さんは災害補償制度について強調しておられました。

日本銀行山際正道総裁の祝辞のあと、日本銀行調査局長吉野俊彦先生の「これからのくらしと貯蓄」の講演がございました。消費物価がど

んどん上って行く三十五年には、三・八%、三十六年六・二%、三十七年六・七%、三十八年七・二%、このようにどんどん上昇して行く、これは弱年労働力が不足しているから

で労働力が不足すれば労働賃金が上る大企業では賃賃が上ってもそれだけ生産するから物価に影響はないが中小企業では賃賃が上げられただけ物価も上る所得を上げながら物価を上げないようにするためには生産の合理化をせねばならぬ、サービス業の理髪代が八六〇倍にもなっているのに、洗濯代は二八〇倍に止まっている、これは洗濯の方はほとんど合理化しているからで中小企業の合理化の貸付も考えられている、このままで行くと長期の貯蓄をする人がなくなると言うお話で面白い例を上げて下さいました。

親が子供のために一生懸命長期にわたって貯蓄して下さいと満期になって頂いたお金が二千円、始めた時には二千円と言へば多額な金額であったが受取った時には子供の小使位の程度になってしまった。そ

してこんな馬鹿らしい事になった事がある本に書いて出したら謝礼として五千円下さった、こんな事になってしまつては困ります。弱年労働力の不足からくる消費物価の上昇を防ぐため貿易の自由化の促進、中間マージンが多すぎるから之の究明、労働力を広範囲にするため定年退職者の再教育が必要である。そして貯蓄はその人を自立させる、又物価の安定のためにも貯蓄をしなければいけないあらまじですがこんな内容でございました。

引続いて分科会でございましたがテーマは「これからのくらしの在り方」で討議内容は

生活の設計、正しい消費態度、新しいくらしの在り方について貯蓄についてどのように考えるべきか、その実践の方法について家族関係、子弟教育、金銭教育などについての母親としての自覚と責任について

マスコミの宣伝攻勢と新製品の氾濫、貿易の自由化の進展や消費者物価の上昇など私たちのくらしをめぐるいろいろな問題が出ています、このような状況の中でより合理的な安定感のある前向きの生活を営むのはどうしたらよいか「これからのく

らし」をめぐる身近な問題点を集約して六分科に別れ、物心両面にわたる幅広い視野に立って掘り下げて話し合つて行きます。

六分科とも大体共通した問題が出たようでしたが消費物価の上昇のため共稼ぎ又そのために保育所又は子供の教育の問題、ムードに強い生活をしなければいけない、自主制をもたなければいけない、家計簿記帳、貯蓄、等でしたが私は四分科に参加しましたが、女子青年部の方から農漁村では嫁がないとなげかずにあんな人のところへならお嫁に行きたいと思うような息子を育ててほしいとの要望でございました。

私達漁村では地域によって環境も内容も違い、同じ地域でも又その家々によってそれぞれ事情が違つております。となりがこうだから自分の家でもこうしようではないかと思ひます。

各自が自分の家に丁度よく似合つた事をよく研究していつも前向きの姿勢で精神生活も含めたくらしをして行きたいと思ひました。

充分思うようにお伝え出来ませんが、この度「第六回新生活と貯蓄全国婦人のつどいの会」に出席いたしましたあらまじと感想をお伝えいたします。

漁

港

(七)

漁港と題して

第十一節 炬口漁港管理条例並びに

施行規則

十二月号で県管理条例、一月号で条例施行規則を掲載致しましたので漁港の管理の在り方についてわかつて載いたと思います。

次に市町管理漁港については未だ条例、規則の制定しているところは少く次の市町並びに漁港についてのみであります。

○北淡町漁港管理条例

認可三五、五、一二

北淡町漁港管理条例施行規則

北淡町漁港管理事務所規則

○炬口漁港管理条例

認可三七、七、一〇

炬口漁港管理条例の施行期日を定める規則

炬口漁港管理条例施行規則

炬口漁港管理事務所規則

○竹野町漁港管理条例

認可三八、四、一七

竹野町漁港管理条例施行規則

竹野町漁港管理事務所規則

○条例設置してない市町

神戸市、明石市、播磨町、家島町
御津町、赤穂市、豊岡市、香住町
浜坂町、淡路町、一宮町、五色町
西淡町、南淡町

以上のとおりであります。参考までに炬口漁港を管理している洲本市が設置した炬口漁港の条例、規則について登載いたします。

炬口漁港管理条例

(昭和三十七年七月二十二日)
洲本市条例四〇五号

(目的)

第一条 この条例は、漁港法(昭和二十五年法律第一三七号)の規定に基づき、炬口漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(漁港施設の維持運営計画)

第二条 市長は、市の管理する炬口漁港施設(以下「施設」という。)のうち基本施設、輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。)につき、毎年度の維持及び運

営に関する計画を定めるものとする。

二 市長は、前項の規定により市施設の維持及び運営に関する計画を定めようとするときは、炬口漁業協同組合の意見を聞くものとする。

(漁港施設の保全)

第三条 何人も、漁港の区域内において、みだりに市施設を損傷する行為その他市施設の利用を妨げる行為をしてはならない。

二 市施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに市長に届け出ると共に、市長の指示に従い、これを原状に復し、又はその滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。

ただし、その滅失又は損傷がその者の責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

(船舶の移動命令)

第四条 市長は、漁港の利用の適正を図るため特に必要があると認めるときは、港内に停泊し、停留を命ずることが出来る。

(停係泊禁止区域)

第五条 市長は、漁港の区域内の水

域の利用を適正に行なわせるため必要があると認めるときは、水域の一部を停係泊禁止区域として指定することが出来る。

二 船舶又はいかだは、停係泊禁止区域においては、停係泊をしてはならない。

ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(危険物等についての制限)

第六条 爆発物その他危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)又は衛生上有害な物件で規則で定めるものを積載した船舶は、市長の指示する場所でなければ、停泊し、停留し、係留し、又は荷役してはならない。

(放置物件の除去命令)

第七条 市長は、漁港の区域内の水域における漂流物、沈没物、その他の物件又は市施設内に放置された物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(係留施設における行為の禁止)

第八条 市施設である係留施設においては、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

(1) 船舟の係留に支障を及ぼすおそれがあるいかだその他の物件を係留すること。

(2) 漁獲物、漁具、漁業用資材その他の貨物(以下「漁獲物等」という。)の陸揚げ又は船積み目的以外の目的でみだりに船舟を横づけすること。

(3) 当該係留施設の保全に支障を及ぼす程度に漁獲物等を積み上げるること。

(4) 漁獲物等をみだりに長期間においておくこと。

(陸揚げ輸送等の区域における利用の調整)

第九条 市長は、漁港の区域の一部を陸揚げ輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

二 市長は、前項の指定区域内にある市施設の運営上必要があると認めるときには、当該漁港施設について漁獲物等の陸揚げ又は船積みを行なう者に対し、陸揚げ又は船積みを行なう場所又は時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。

三 船舟は、前項の市施設において漁獲物等の陸揚げ又は船積みが終わったときは、すみやかに第一項の

指定区域外に移動しなければならない。

ただし、当該区域の利用上支障がないと認めて、市長が許可した場合、この限りでない。

四 第二項の市施設の利用者は、漁獲物等の陸揚げ又は船積みが終わったときは、直ちにその陸揚げ又は船積みを行なった場所を清掃しなければならない。

(入出港の届出)

第十条 船舟は、漁港に入漁したとき、又は当該漁港を出港しようとするときは、すみやかに市長に届け出なければならない。ただし、当該漁港に船籍を有する船舟及び監視船、警備船その他の公務に従事する船舟については、この限りでない。

(利用の届出)

第十一条 市施設(航路を除く。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(占用等の許可)

第十二条 市施設を占用し、又は市施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

二 市長は、前項の許可に漁港の維持管理上必要な条件を付すことができる。

三 第一項の占用の期間は、一月(工作物の設置を目的とする占用にあつては、一年)をこえることができない。

ただし、市長が特別の必要があると認めるときはこの限りでない。

(占用料)

第十三条 市施設を占用するものは、別表に掲げる占用料を納付しなければならない。

二 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、占用料を減額し、又は免除することができる。

三 既に納付した占用料は返還しない。

ただし、天災その他不可抗力により占用が不可能になったときその他市長が特別の理由があるとき認めるときは、その限りでない。

(監督処分)

第十四条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、その許可を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若

しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置若しくは原状の回復を命ずることができる。

(1) 第十二条第一項の規定に違反した者

(2) 第十二条第二項の規定による許可に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段により第十二条第一項の規定による許可を受けた者

(公益上の必要による許可の取消し等及び損失補償)

第十五条 市長は、漁港修築事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第十二条第一項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分又は命令をすることができる。

二 市長は、前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(補則)

第十六条 この条例の実施のための手続その他の執行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、二千円以下の過料に処する。

(1) 第四条、第七条、第十四条又は第十五条第一項の規定による命令に従わなかった者

(2) 第五条第二項、第六条、第八条、第九条第三項又は第十二条第一項の規定に違反した者

(3) 第十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十八条 偽りその他不正な手段により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で規則で定める日から施行する。

炬口漁港管理条例の施行期日を定める規則

(昭和三十七年七月二十二日) 洲本市規則第二四〇号

炬口漁港管理条例(昭和三十七年洲本市条例第四〇五号)の施行期日は昭和三十七年八月一日とする。

炬口漁港管理条例施行規則

(昭和三十七年七月二十二日) 洲本市規則第二三八号

(趣旨)

第一条 この規則は、漁港管理条例(昭和三十七年洲本市条例第四〇五号以下「条例」という。)第六条及び第十六条の規定に基づき、規則に委任された事項及び条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を定めるものとする。

(危険物等の種類) 第二条 条例第六条の規定で定める爆発物その他の危険物又は衛生上有害な物件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 伝染病予防法(明治三十年法律第三六号)に規定する伝染病毒に汚染し、又は汚染の疑いがある物

(2) 食品衛生法(昭和二十二年法律第二三三号)第四条各号に掲げる食品又は添加物

(3) 港則法施行規則(昭和二十三年運輸省令第二九号)別表第三に掲げる物

(4) 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三〇三号)別表第一及び別表第二に掲げる物で医薬品以外のもの

(入出港の届出)

第三条 条例第十条の規定による入港又は出港の届出は、そのつど様

式第一号の届出書を、漁港管理事務所を経由して市長に提出することにより行なうものとする。

(市施設の利用の届出)

第四条 条例第十一条の規定による市施設の利用の届出は炬口漁港を根拠とする船舶にあっては翌月十日までに様式第二号の届出書を、その他の船舶にあってはそのつど様式第三号の届出書を漁港管理事務所を経由して市長に提出することにより、行なうものとする。

(許可の申請手続) 第五条 条例第五号第二項の規定により許可を受けようとする者は、様式第四号の申請書を漁港管理事務所を経由して市長に提出しなければならぬ。

二 条例第十二条第一項の規定により市施設の占用の許可又は市施設に定着する工作物の新築、改築、増築、若しくは除去の許可を受けようとする者は、様式第五号の申請書に次の各号に掲げる書類及び図面を添え漁港管理事務所を経由して市長に提出しなければならぬ。

- (1) 計画説明書
- (2) 設計書
- (3) 実況図

- (4) 実測平面図
- (5) 求積図
- (6) 縦断面図
- (7) 横断面図
- (8) 工作物構造図

三 前項第一号の計画説明書及び前項第二号の設計書は、当該市施設の使用の方法、当該工作物に係る工事の方法その他必要な事項を詳しく記載したものでなければならぬ。

四 第二項第三号の実況図は、当該市施設又は工作物の附近の漁港施設その他重要な工作物の現況を明らかにしたものでなければならぬ。

五 第二項第四号の実測平面図は、縮尺は五〇〇分の一を標準とし、当該市施設は工作物現況を明らかにしたものでなければならぬ。

六 第二項第五号の求積図は、縮尺は五〇〇分の一を標準とし、面積算出の方法を明らかにすると共に計算表を付けたものでなければならぬ。

七 第二項第六号の縦断面図及び前二項第七号の横断面図は、縮尺は縦一〇〇分の一、横五〇〇分の一を標準とし、干潮位及び満潮位を記載したものでなければならぬ。

い。
八 第二項第八号の工作物構造図は、縮尺は一〇〇分の一を標準とし、工作物の構造及び寸法を明らかにしたものでなければならぬ。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

炬口漁港管理事務所規則

(昭和三十七年七月二十二日
洲本市規則第二三九号)

(設置)

第一条 漁港管理に関する事務を分掌するため、漁港管理事務所(以下「事務所」という。)を置く。

(位置)

第二条 事務所は、洲本市に置く。

(所長)

第三条 事務所に所長を置き、吏員のうちから、市長が命ずる。

二 所長は、市長の命を受けて所務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

(所掌事務)

第四条 事務所は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 漁港の保全、秩序維持のための取締に関すること。

(2) 漁港の占用、及び使用に関すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、漁港事務の連絡に関すること。

(職務代理)

第五条 所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、あらかじめ所長が指定する職員がその職務を代理する。

(詰所)

第六条 所長は、市長の承認を得て、所務を処理するため必要があるときは、所管区域を定めて詰所を置くことができる。

二 詰所に所員を置き、所属の職員又は嘱託のうちから所長が命ずる。

三 所員は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

(補則)

第七条 この規則の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、漁港管理条例の施行の日から施行する。

本号に研究課題第十七、十八節を登載の予定でしたが紙数の都合により休刊致します。

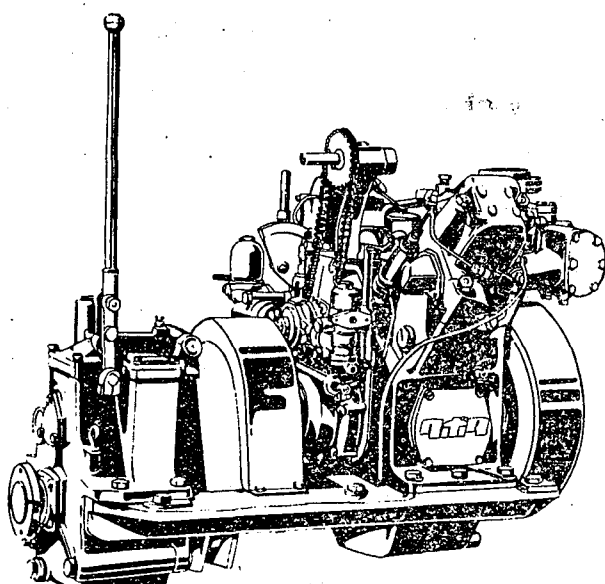
《ディーゼルの総合メーカー・クボタ》主機用4~200馬力/補機用8~1,000馬力

《いつも漁場に一番のり》

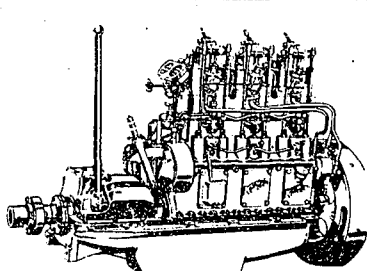
国つくりから米つゞりまで

久保田鉄工

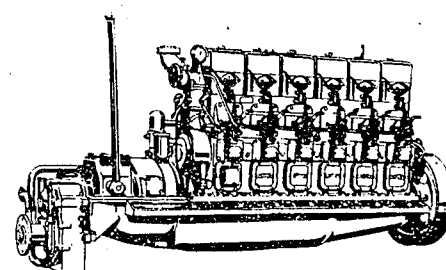
マルチディーゼル



● S1B形10馬力



● 3MC形25馬力



● 6MGZ形90馬力

別 表 占 用 料

種 別	占 用 の 目 的	単 位	期 間	占 用 料		備 考
				施設(公共用地を含む。)	水 面	
1 種	店舗(住宅を兼ねるもの及び露店を含む。)	1平方メートルまでごとに	1年	円 53	円 35	
2 種	建物、その附属工作物(板べい、足場、作業場、物置小屋の類を含む。)荷役場、起重機、船舶係留(一時的のものを除く。)その他これに類するもの	同 上	同上	円 35	円 23	
3 種	軌条、さん橋、貯木場、貯炭場その他これに類するもの	同 上	同上	円 27	円 18	
4 種	ダム、水路、乾燥場、洗場橋、つりぼり、道路その他これに類するもの	同 上	同上	円 20	円 13	
5 種	円管その他の地下埋設物	1メートルまでごとに	同上	円 9	円 6	1. 直径又は幅が0.3メートルをこえるものは、0.1メートルまでごとに2割を加算する。 2. 2本以上並列するものは、各1本ごとの長さによって計算する。
6 種	電柱、同支柱、同支線、鉄塔、標識、係留、くいその他これに類するもの	1 本	同上	円 183	円 122	1. 組立式電柱は、脚柱の2本をこえるものは、1本ごとに5割を加算する。 2. 鉄塔は、敷地3平方メートルをこえるものは1平方メートルまでごとに2割を加算する。
7 種	養魚場、養殖場その他これに類するもの	1平方メートルまでごとに	1年	銭 90	銭 60	
8 種	広告物、看板その他これに類するもの	同 上	同上	円 100	円 66	支柱等を除いた板面の面積(2面以上あるものは、その合計)が敷地面積をこえるものは板面の面積によって計算する。
9 種	海底電線その他これに類するもの	1メートルまでごとに	同上	円銭 3.80	円銭 2.50	

附 記

- (1) 市において、係留施設を改良した箇所を占用する場合は、標準占用料金の10割を加算する。
- (2) 占用の目的に該当しないものは、工作物を設置するものにあつては2種の占用料金とし、設置しないものにあつては4種の占用料金とする。
- (3) 占用期間が1月未満は、1月として計算する。

様式第1号

入 出 港 届 出 書			
船 名		船 籍 港	船舶登録 番 号
総 ト ン 数		船舶の構造及び寸法	
機 関 の 種 類 及 び 馬 力			
用 途			
船 主 の 住 所 及 び 氏 名			
入 港 の 目 的			
入 港 の 日 時		出 港 の 日 時	
前 港		次 港	
荷 役 物 件 の 種 類 及 び 数 量			
備 考			
上記のとおり入港及び出港しますので漁港管理条例第10条の規定により届け出ます。			
昭和 年 月 日			
住所 氏 名			
洲 本 市 長 殿			

様式第2号

漁 港 施 設 使 用 届 出 書			
船 名		船 籍 港	船舶登録 番 号
総 ト ン 数		船舶の構造	
用 途			
機 関 の 種 類 及 び 馬 力			
船 主 の 住 所 及 び 氏 名			
漁 港 名 及 び 使 用 施 設 名	使用の日時	荷役物件の種類及び数量	備 考
上記のとおり漁港施設を使用しましたので、昭和 年 月分を漁港管理条例第11条の規定により届け出ます。			
昭和 年 月 日			
住所 氏 名			
洲 本 市 長 殿			

(12)

拓 水 90号

様式第 3 号

漁 港 施 設 使 用 届 出 書					
船 名		船 籍 港		船舶登録番号	
総 ト ン 数		船舶の構造			
用 途					
機 関 の 種 類	及 び 馬 力				
船 主 の 住 所	及 び 氏 名				
前 港		次 港			
漁 港 名 及 び 設 名					
使 用 の 日 時					
荷 役 物 件 の 種 類	及 び 数 量				
備 考					
<p>上記のとおり漁港施設を使用しましたので、漁港管理条例第11条の規定により届け出ます。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>洲 本 市 長 殿</p>					

様式第 4 号

停係泊禁止区域における停係泊許可申請書

船 舟 名	丸	船舟の種 類		総 吨 数		登 録 番 号	
船 舟 の 使 用 者	住 所						
	氏 名						
使 用 場 所							

上記のとおり漁港施設を使用したいので許可下さるよう、漁港管理条例第5条第2項の規定により申請します。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

洲 本 市 長 殿

様式第 5 号

漁港施設占用（又は何々工事）許可申請書

占 用（又は工事）の箇所			
占 用（又は工事）の目的			
方 法			
占 用 の 期 間			
工 事 の 期 間	着 手	完 成	
占 用 料			
添 付 図 面			
備 考			

上記のとおり漁港施設を占用（又は、工事を施行）したいので、許可下さるよう漁港管理条例第12条第1項の規定により申請します。

昭和 年 月 日
住 所
氏 名

印

洲 本 市 長 殿

ビジネスを楽しくする
//五ツのコトバ//


(一) ありがとう
どんなときでも、「ありがとう」というコトバがすなおに使えれば、人と気持よくつきあえるものである。

(二) すみませんでした
ちよとしたことでも「あ、すまなかつたな」といえば相手も「何いいよ」といつてくれるものです。

(三) 気がつきませんでした
「君、どうしてそんなことしたの」といわれたとき「それがどうしたの」と向っていけばケンカになるのは当り前です。

(四) ご苦労さま
何かをやってもらったら、ご苦労さまといいたい。「ああ、ご苦労さん」とうひと言、いわれると何かすくわれる気持ちになるものです。

(五) ごめんなさい
なんでも自分が正しいと我を通す人は人からも我をはなれて、たえず人と衝突をする。しまったと思っただらすなおにあまりたいものです。



NEC

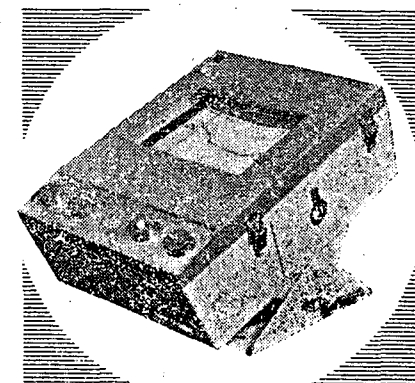
の技術を誇る画期的な沿岸漁業用魚探機

オールトランジスタ

FC 10

無接点方式

手入れのいらない無接点
半永久的なトランジスタ
電力が少なく経済的
何処でも使える小型、軽量
大きな窓で見易い記録



海上電機株式会社

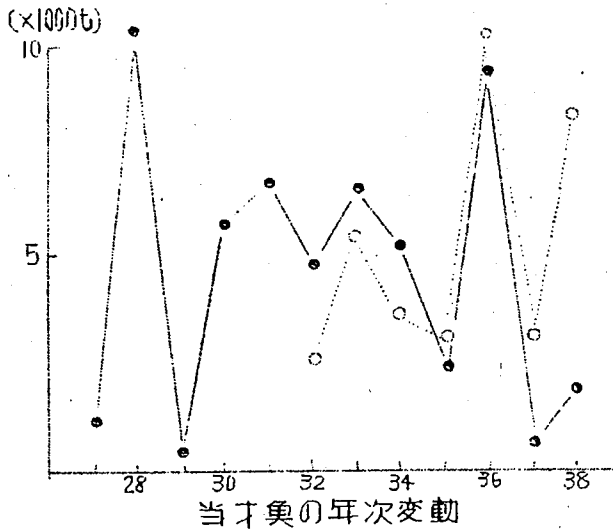
本社 東京都千代田区神田錦町1-19 電話東京 (291) 2611-3 8191-3
神戸営業所 神戸市生田区明石町32(明海ビル) 電話 (3) 2628-3701 (39) 2380

旬に、すべて95%以上のものが産卵を終って、体力回復のため摂餌活動に入っている状態ですから、淡路南部では2月上～中旬、淡路北部では2月中旬～下旬には全長105mm～120mmの相当肥満したものが、かなり多く出現しそうで130mm以上のものは少いでしよう。

問5 最後に今年のシッコ漁(当才魚漁)はどんな経過を予想するか。

答 今後、こませ網漁期までに如何に海況が変化するかも知れませんが、すでに産卵盛期は終って、続々稚子が生まれ出ているわけです。これらの稚子が、昨年とまでいなくても、もっと広い範囲に分析し得る条件が望まれるのですが、現状では、過密度による稚仔相互の餌料圧迫や、親魚特に1年魚による捕食の危険性もあるわけです。

第 3 図



{こませ網 (3~4月) ●——●
 {ばっち網 (4~6月) ○……○

最近10カ年の県下におけるイカナゴシッコ漁を第3図に示しました。魚体調査の結果、3~4月のこませ網と4~6月のイカナゴばっち網は、まず大半当才魚を漁獲しているものと認められますので、年々の変動は、そのまま豊凶漁ともいえます。昭和30年頃からパッチ網による漁獲が相当増大していますが、こませ網と同じ増減を示しています。

昨年(38年)はこませ網漁期が40日程度おくれましたので消極的漁法のためこませ網漁

第 4 図



イカナゴこませ網漁獲努力の年次変動。

※ 3~5トン級標準化()内は年度。

は少なかったわけですが単位漁獲量では第4図のようになりまとまって獲れました。

この図は農林統計資料からこませ網の漁獲努力を3~5トン級の規模のものに標準化したものですが昭和30年~34年の間は、多少の増減はありますが、操業統数の面からもまづ最近の例年漁とみなされます。

昭和36年の航海数(出漁日数)が少ないのは漁獲過剰による操業抑制のためです。昭和35年の場合は暖冬気味で魚群が一部海域(この年は淡路西岸)のみに偏ったことによっています。前述の諸条件をまとめてみますと、今年、良くて例年漁か例年漁をやや下廻るものと考えられ、このまま2月上旬頃まで暖冬気味にあれば、35年のように一部海域(今年には淡路東浦を主とする)に偏る漁況を定する場合も考えられます。

(浜田記)



問3 今年のイカナゴの産卵状況はどうか。

答 産卵状況に関しては、①産卵親魚の年令組成、②産卵期の遅速、③稚仔の分布状態を明らかにしなければなりません。

表

年	32	33	34	35	36	37	38	39
1年漁	73%	66	—	51	20	77	54	73
2~3年漁	27%	34	—	49	80	23	46	27

親魚年令組成の年次変動

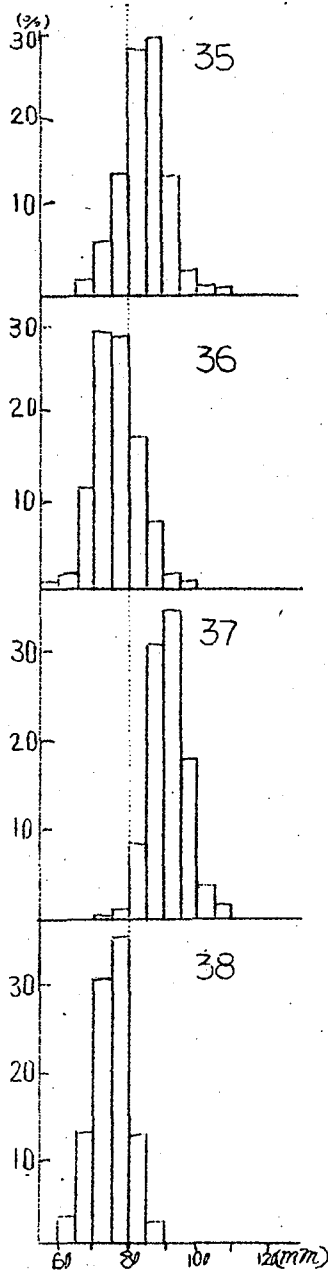
※ (淡路育波ぱっち網による。)
1年魚は1夏を経たもの。

①では耳石と体長によってほぼ年令が明らかにされています。産卵期前に一部漁獲されている親魚を調べていますが、船曳網のものとパッチ網のものでは、前者ではほとんど1年魚の所しか獲れません(産卵後は2~3年魚もとれる)が、後者では1~3年魚ものが混って獲られます。これは漁法、操業時間の相違と、1年魚と年2~3年魚の生態面の差によるためです。産卵後は両者とも同一割合でとられますが、摂餌の関係で多少産卵群が混合しますから、産卵前の年令組成をみるためにはパッチ網の資料が妥当と思われます。昭和32年以降の親魚組成を表に示しました。例年の割合ではほぼ6:4ですが今年は1年魚と2~3年魚は夫々73%、27%で1年魚が例年より多いようです。1年魚の抱卵数は内橋、井上、橘高等の報告によれば、2000~2500粒、2年魚は3000~4000粒、3年魚は6000粒内外と示されており、今年の当場の調査では2~3年魚では10,000粒以上のものもかなり含まれているところから、2~3年魚の割合が増大した年の方が産卵量は多いものと推定されます。

②の産卵期の遅速については、水温、生殖腺の成熟度合、親魚の年令組成など、また海況の長期週期変動によって異ってきます。

しかし産卵期の水温は14°~12°C内外で、これは年毎に多少の差はあるようです。今年の場合暖冬気味でしたが、昨年とほとんど同時期、或は少し早目で、12月下旬には95%近くが産卵を終えたと思われます。しかし今年は1年魚の割合が大きいことは先に述べましたが、例年よりも平均8mm程度小さいものですから、(第2図)産卵量も例

第 2 図



産卵前1年魚の体長組成
※淡路育波11月中の
船曳網による。

年より少いでしよう。③の稚仔の浮游状況は、1月上旬に採集調査を行いましたところ、播磨灘では、淡路西岸~明石海峡、大阪湾では上ノ瀬~淡路東岸で採集されましたが、鹿ノ瀬~明石海峡にかけて濃密に浮游しているだけで、他の海域では、各産卵海域からの稚仔の分散域は狭く分布密度も小さいようです。

問4 フルセの中、1年魚の割合が大きいと示されたが、フルセの漁獲はどうか。

答 昨年は特に異常海況のため当才漁の拡散は良好すぎる程でしたが、成長がおそく、したがって魚群を形成する時期もおくれました。

このため、こませ網の漁期は短かく獲り残して成長したものが

ぱっち網で多く獲られたわけですが、ぱっち網とこませ網で同じ重量を漁獲しても、尾数にしますと前者は後者の何十分の一程度しか獲っていません。また夏季砂中潜入期に潜入海域が例年より広範囲に認められたこと、さらに一昨年(37年)の発生量が極めて少かったことから、1年魚の多いことがうかがえます。

今年のフルセは、1年魚は例年より小さく、2~3年魚は例年より大きいもので、昨年12月下

水試ニュース

今年のイカナゴ漁況 (第1報)

問1 今年は昨年とはちがって、予想以上に暖かいが、海況はどうか。

答 去年の今頃(1月中旬)は異常寒波が次々と来襲して、大阪湾、播磨灘の水温は急速に下降し始めているところでしたが、今年は、いわゆる通り、去年の12月から水温の下降は極めてゆるやかで、1月上旬(6日~9日)に実施した海洋観測の結果でも両海域ともに、12.0°C台で、例年と比べて1.5°~2.0°C高目を示し、西寄りの季節風も連吹せず現在までのところやや暖冬気味といえるでしょう。

問2 暖冬のときの海況はイカナゴの産卵や成育によくはないといわれるが、この点について。

答 イカナゴは内海でも冬期の、いわゆる卵寒帯性の海況のときに、産卵、成育する魚種ですから、比較的、低水温には強く、また底棲性のため高かん水に適しているといえます。

したがって、去年のように急激に水温が低下したときでも、春から夏にかけて多獲される水族よりも抵抗力つよく、餌料や発生量などの条件で成育はゆっくりしていましたが、冷水期にへい死したものは少く、当才魚の生残ったものも多かったようです。

もちろん、例年より少々暖冬気味でも、イ

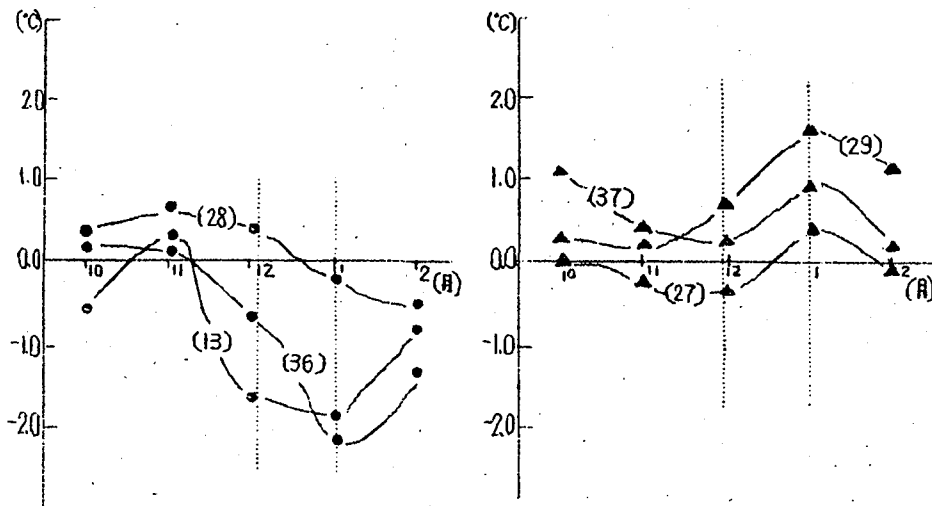
カナゴ自体の生理には影響は少いとみられませんが、稚仔の拡散程度、餌料問題、自他魚種による捕食などの面では芳しくないといえるでしょう。

これらの中でも、従来までの生態調査の結果では、発生した稚仔の拡散の面が最も重要視されるわけで、いつも述べますように、孵化直後のイカナゴ稚仔は表層に浮游していますので、孵化海域からいかに広く散らばるかによってその年の当才魚(シンゴ)漁を左右するわけです。大阪湾、播磨灘の水温最低期は2月中旬前後ですが、イカナゴの産卵期が周期的に遅速があるとはいえ、大体12月中旬~1月中旬の短期間で、特に12月下旬~1月上旬の中の数日間に産卵盛期がみられます。

この盛期から後、その頃の水温では10日前後で孵出しますから、その時の海況が問題となってきます。季節風の少い暖冬の年であれば、浮游稚仔の拡散は狭い範囲で好ましくないようです。すなわち、気象の面からはその時期によく冷えて季節風の多いことが要求されます。したがって水温も例年以下に下る結果をもたらします。

従来まで、イカナゴ当才魚の豊凶漁の典型的な年の水温変化を第1図に示しましたが、豊漁年(左側)は12月から1月にかけて例年より一層下降していますが、不漁年は逆に例年より高目に上向いています。

第 1 図



イカナゴ産卵期前後の水温平年差 (明石港口)

※ () 内は年度

発行所 神戸市兵庫区新在家町 123 兵庫県立水産会館内 兵庫県漁業協同組合連合会
発行人 三 浦 清 太 郎